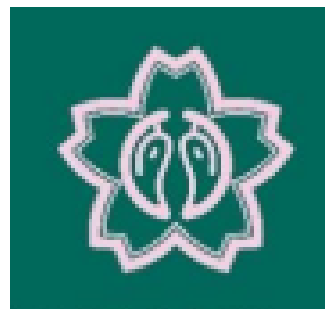


SCHOOL LIFE OF HATA GAKUEN



令和 6 年度版

神戸市立義務教育学校 八多学園



年	番	名前
---	---	----

令和6年度 八多学園（前期課程）の約束

あか 明るく・なかよく・正しく くらそう。

き も 気持ちのよいあいさつをしよう。

たいせつ ものを大切にしよう。

八多学校前 神姫バス時刻表

三田方面行き

7:09

8:25

10:49

14:59

15:59

16:59

17:54

道場南口行き

9:56

13:59

三木方面行き

8:17

9:47

11:17

12:26

14:17

14:48(北農協)

16:13

16:28

17:12

18:12(淡河)

18:46(淡河)

19:12(淡河)

とうこうじこく
登校時刻

8時15分 ~ 8時25分 までに教室に入る。

げこうじこく
下校時刻

月・水・金曜日 5校時(ホップ)…14:40 (ステップ)…15:50

6校時(ホップ)…15:40 (ステップ)…15:50

か もくようび
火・木曜日

4校時(1年生)…13:30

5校時(ホップ)…14:25 (ステップ)…15:35

6校時(ホップ)…15:25 (ステップ)…15:35

とうげこうじ
登下校時

- ・ 登校は集合時刻を守り、各地区で集団登校をする。
- ・ 欠席、遅刻するときは、8時20分までに学校に連絡する。
- ・ 下校は下校時刻を守り、近くの友達と決められた通学路を通って帰る。

- ・ バスの中では、めいわく（おし合う・ふざけ合う・大声で話す）をかけない。
- ・ バス停ではふざけたり、危険な遊びをしたりしない。
- ・ 登校したら、かってに学校の外へ出ない。

校内での暮らし

- ・ 時刻を守り、すばやく集合する。
- ・ 持ち物には名前を書く。
- ・ 使った道具や遊具は元の場所にもどす。
- ・ チャイムの合図を守る。
- ・ 体育館や校舎のかべに無理にボールをぶつけない。
- ・ 学校に必要なでない物は持ってこない。身に付けてこない。
- ・ 校舎内では静かにすごす。
- ・ ほかの教室にはかってに入らない。
- ・ 教室を出るときは電気を消し、戸じまりをする。
- ・ 中庭では、ボールを使った遊びはしない。
- ・ 休憩時間の遊びは、きまりを守って遊ぶ。

校外での暮らしについて

- ・ 暗くなるまでには、必ず家へ帰る。
- ・ 知らない人に声をかけられたり、さそわれたりしても、絶対について行かない。
- ・ 子どもだけで、山、川、魚つり、スーパー、ゲームセンター、映画館などには行かない。
- ・ お金（バス定期やパスなど）や物の貸し借りはしない。
- ・ 友達に物をおごったり、ねだったりしない。
- ・ 交通ルールを守る。（特に自転車の乗り方に気をつける。ヘルメットの着用など）
- ・ 道路ではとくに車に気をつけて、歩道や横断歩道を歩く・信号を守る。

◆校外での事故や困ったことなどがあれば、学校に連絡してください。Tel 982-0048

◆この「八多学園の約束」をご家庭で見えるところに掲示してください。

令和6年度 八多学園 あそ やくそく 遊びの約束

- ・校舎の裏や駐 車 場では、遊ばない。こうしゃ うら ちゅうしゃじょう あそ
- ・中庭ではフープ、なわとびで遊ぶ。(ボールは禁止)なかにわ あそ きんし
- ・運動場では、ボールやフリスビー、おにごっこで遊ぶ。うんどうじょう あそ
- ・総合遊具では、おにごっこはしない。すべり台は正しくする。そうごうゆうぐ だい ただ
- ・ブランコやつりわなどは、順 番を守って遊ぶ。じゅんばん まも あそ
- ・バスケットのシュート遊びは、してよい。あそ
- ・ボールはけらない。(体育以外でサッカーをしない。)たいいく いがい

ひがし こう しゃ (ホップ：1～4年生)

8 (ジャンプ
・9
年生)
管 理 棟
かん り どう

にし こう しゃ (スッテプ：5～7年生)

しん こう しゃ

てつ ぼう
鉄 棒

じてんしゃおきば
自転車置き場

そうごうゆうぐ
総合遊具

ブランコ

そう くら
倉 庫

砂 場

そう くら
倉 庫

おにごっこなど

すなば
砂 場

ボール遊び
あそ

たい いく かん
体 育 館

ハ多スタンダード

令和6年
神戸市立義務教育学校ハ多学園

についてのお知らせ

前期課程（学習に向けてのきまり）

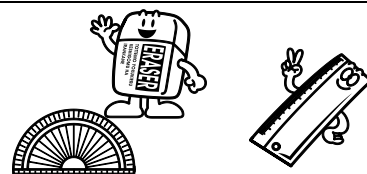
基礎学力定着を目指して、ハ多学園前期課程では子供たちの使用する学用品を吟味し、統一することで、より学習効果を高められると考えました。

以下の学用品については、1学期に学校預かり金（児童費）より購入させてもらうものもあります。すでに
お持ちのものもあるかと思いますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力ください。



	学用品		数	
各家庭で用意していただくもの	筆箱		1	無地で箱型のものが望ましい。
	筆箱	えんぴつ B～2B	4	HBは、薄めなのでおすすめしません。
		書き方えんぴつ(4B程度) (銀えんぴつ)	1	1・2年生で主に使用。
		赤もしくは赤青えんぴつ	1	1～4年生
		赤ペン・水色マーカーペン	各1	5・6年生 キャップタイプのペン（×ノック式）
		消しゴム	1	白くて四角いもの
		ミニ定規	1	15cm程度 透明で柄のないもの（線などはあってもよい）2年生以上
	色えんぴつ	12色	1	現在18色24色などのものを持たせている場合は、次回購入のときに12色のものにしてください。
	クレパス	16色	1	1～4年生 クレヨンが発色が薄いので避けてください。
	のり	水のり スティックのり	1	2種類ご用意ください。 5・6年生はスティックのりのみ
	はさみ		1	切れ味やがよく、先があまり鋭くないもの。
	セロテープ		1	テープカッターのついたもの。 （道具箱に入るなら、替えのテープも入れていてもよい。）
	名前ペン	油性	1	筆箱もしくは道具箱に入れて使います。
	算数・社会 理科・ノート	A4方眼野5mm	各1～2	算数：2年生以上で使用。 算数：理科・社会：3～6年生で使用。 ※最初の一冊は児童費で購入します。
	じぶん学習ノート	方眼野5mm	3～6	1・2年生は使用時期や使用ノート詳細を学年だより等でお知らせします。 ※1・2年生は、最初の一冊は児童費で購入します。
学校 (児童費)で 購入するもの	下じき		1	無地が望ましい。
	手紙袋		1	透明A4 ビニール製 ファスナー付き（5・6年生はクリアファイルも可）
	コンパス		1	3年生 鉛筆タイプ（シャーペンでないもの）にしてください。
	たんけんバッグ		1	1年生で購入
原則として 不要なもの	銀えんぴつ		1	1・2年生で購入 買い足す場合は4B以上
	三角定規		1	2年生で購入 ※次に買い替える時は、学校の物に準じたもの
	分度器		1	4年生で購入
	ランドセル横キーホルダー			ランドセル横につけるキーホルダーは、1つだけ可。 （×あそび道具の機能があるもの）
不要なもの	シャープペンシル			前期課程では、使用しません。
	上靴・上靴袋		各1	紐靴ではない脱ぎ履きしやすいもの
体操服	冬用体操服について	学校指定の長袖 長ズボンをご用意ください。旧 タイプのものも 着用できます。		半袖半ズボンの体操服の上に、長袖長ズボンのジャージを着ます。 気温や汗の具合に合わせて、冬季でも半袖半ズボンになって体育をすることも あります。 洗濯が間に合わない場合は、連絡帳で別のものを着る旨をお知らせください。

上記のほかにも、各学年で指定されるものがあります。学用品については急いで購入せず、学級懇談会での担任の説明をもとに購入してください。
ご質問がありましたら、担任までお問い合わせください。



◇校時表(ステップ・ジャンプ)

校時表(月・水・金) ※清掃あり	
モジュール	8:30 ~ 8:45
朝のST	8:45 ~ 8:50
第1校時	8:50 ~ 9:40
第2校時	9:50 ~ 10:40
第3校時	10:50 ~ 11:40
第4校時	11:50 ~ 12:40
昼 食	12:40 ~ 13:15
昼 休 み	13:15 ~ 13:35
清 掃	13:35 ~ 13:50
第5校時	13:50 ~ 14:40
第6校時	14:50 ~ 15:40
帰りのST	15:40 ~ 15:50
部活動	16:00~(下の表参照)

校時表(火・木) ※清掃なし	
モジュール	8:30 ~ 8:45
朝のST	8:45 ~ 8:50
第1校時	8:50 ~ 9:40
第2校時	9:50 ~ 10:40
第3校時	10:50 ~ 11:40
第4校時	11:50 ~ 12:40
昼 食	12:40 ~ 13:15
昼 休 み	13:15 ~ 13:35
第5校時	13:35 ~ 14:25
第6校時	14:35 ~ 15:25
帰りのST	15:25 ~ 15:35
部活動	15:45~(下の表参照)

部活動完全下校時刻	
通年	・・・17:00

合同全校朝集
第1月曜日 8:30

◇八多学園〔後期課程〕の一日

8:15	日番登校	教室の窓を開け、換気をします。 机・イス・備品等の整理整頓をします。 日番日誌を職員室に取りに行きます。 (日誌の場所は、職員室入口右、帰りのST後に返却します)
8:25		「モジュール授業」の準備をします。
8:30	本 鈴	欠席や遅刻するとき、保護者から8:20までに学校(担任)にすぐーる等で連絡します。 遅刻してときは、教室へ行く前に職員室に行き登校したことを伝えます。 登校後は無断で校外に出てはいけません。外出の必要があるときは、担任の先生に許可をもらって下さい。

8:45	朝のST	提出物は朝のうちに提出します。 担任の先生から連絡があります。
8:50	授業開始	はじめのあいさつは「お願いします。」、終わりのあいさつは「ありがとうございました。」 忘れ物をしたときは、授業が始まるまでに教科担任の先生に連絡します。
10分	休憩時間	次の授業の準備をしてから休憩します。 日番は黒板を消します。また、教室の換気も行います。
12:45	昼 食	手を洗います。食事は自分の席で食べます。 給食当番は配膳室へ行き、給食とミルクを受け取ります。
13:15	昼 休 み	学級ボールを使うことができます。校舎内・中庭では使用禁止です。 ミルクを飲んだ人は、空パックを洗ってからミルクケースに戻します。 給食当番は配膳室へ食器等を返しに行きます。 委員会活動がある生徒は、必ず活動に参加します。
13:35	清掃開始	担当場所に移動し担当の先生の指示のもと掃除をします。(月・水・金)
13:45	予 鈴	自分の席に着き授業の用意をします。(月・水・金)
13:50	本 鈴	※ 火・木は13:35
15:40	帰りのST	明日の授業の持ち物の確認(生活記録ノートの活用)。 担任の先生や委員・係から連絡があります。 ※ 火・木は15:25
16:00	部活動開始	練習を休むときには、顧問の先生に連絡します。 ※ 火・木は15:45



◇八多学園[後期課程]の生活

教室移動のとき	特別教室(音楽室・家庭科室・理科室・技術室等) への移動は時間がかかるので、トイレを済ませ、すぐに移動しましょう。
保健室の利用	保健室を利用したいときは、先生に連絡してから行きます。 早退するときは、自転車通学の人は自転車を技術室前の廊下に移動させカギをかけます。 翌日の登校は、車で送ってもらうか、あるいは徒歩、バスを利用することになります。
職員室への出入り	入り口でノックドアを開けます。一礼後、大きな声で「失礼します」と言います。 先生を呼び、用件を話します。 終了後、大きな声で「失礼しました」と言い、一礼してドアを閉めます。
教科系の活動	昼休みまでに、教室連絡黒板に翌日の授業の用意を書きます。 (授業終了後に教科担任の先生に次の授業の用意を聞いておくといいです。)
あいさつ	来校者に会ったら、気持ちよく元気に「こんにちは」とあいさつしましょう。

◇八多学園[後期課程]のきまり(R6年度)

このきまりは、私たちが自主的に明るく楽しい学校生活を送ると同時に、お互いを尊重し自分自身を守るためにつくられたものです。八多学園の生徒として伝統ある校風を重んじ、みんなで作ってきたきまりであることを自覚し、誇りをもって守っていきましょう。

登下校時	学校に届け出ている通学路を使用します。
頭髪について	・目、肩に髪がかからないようにします。 (後ろの髪が生え際のところでくれる長さになったら黒・紺・茶色のゴムでくります。横の髪が顔にかぶさらないように、ピンでとめます。) ・くくり方はヘルメットがかぶれるくくりかたのみ。また校内で何回もくくりなおさなくてよいくくりかたのみ。 ・これまでのアメピンの他に、パッチンピンも使用可とします。色は黒・紺・茶とします。 ・極端な変形(モヒカン、アシンメトリー等)はしない。 ・変色させたり、過度にドライヤーでのかたちづけはしてはいけません。 ・整髪料は使用してはいけません。
服装について	◆学校指定の制服を、気候等を考慮して自分で考えて着用しましょう。 <通年共通> *ブレザー・ワイシャツまたはブラウスまたは半袖ポロシャツ *ネクタイまたはリボン・スカートまたはスラックス（スカートの長さは膝が隠れるぐらい） *スクールセーターを着用できます。 *ベージュまたは黒のストッキング・タイツを着用することができます。 - ただし靴下も併用して着用すること。 *靴下は靴から見える長さ以上で白・黒・紺・茶・グレー地のみ。 - くるぶしにロゴ、柄があるもの(色の指定なし) - ただし、学校生活に適しているもの。ボーダー、ストライプは不可。 *靴は運動に適した、黒地、白地を基調とした白か黒のひも付き。 - 黒白以外の色はロゴのみOK。黒地、白地ではなくカラフルになっている靴は不可。 <防寒具等> *夏季の教室内では冷房対策として無地の黒・紺のカーディガンの着用も可とします。 *防寒対策として、登下校でウィンドブレーカー・マフラー・手袋の着用できます。 *カイロを使用できます。(使用後は家庭で処理をします。) <その他> *式典(1, 3学期始業式、2, 3学期終業式、卒業式等)では、ブレザーを着用します。 *名札は新年度開始後およそ1か月間は、朝学校に来たら付けます。 - 帰りのSTの時に外しましょう。
不要物	学校生活に必要なもの以外は持ってきてはいけません。 必要のないお金や貴重品は持ってきてはいけません。

医薬品	保健の先生・担任の先生に知らせてから使用しましょう。
生徒証明書	常に携帯します。
電話	電話をかける必要があるときは職員室の電話を使うことができます。 携帯電話を持ってきてはいけません。
部活動	顧問の先生の指示・指導をしっかりと聞いて活動してください。 顧問の先生が出張等で不在のときは、原則として活動できません。 小さなケガでも、顧問の先生に必ず知らせてください。 活動場所・用具倉庫等の開放は、顧問の先生が出勤してからです。 完全下校の時間は厳守してください。寄り道・買い食いなどをしてはいけません。
靴	靴の目印としてキーホルダーやマスコット・お守り等を付けることができます。 大きさは手の中に入る程度です。 つけることができる数はそれぞれ1個ずつです。
ジャージでの登下校	行事などで特別な許可のある時は、ジャージか体操服での登下校が可能です。(制服は鞆に入れて持参・持ち帰ります。) 4校時以降の体操服から標準服への更衣はしなくてもよいこととします。(式典、行事などで服装を指示することもあります。) 部活動などの放課後活動のあとは、ジャージか体操服での下校が可能です。



◇防寒具の使用について

- ① 登校・下校時のみ使用する。登校したら教室で管理をしましょう。
- ② マフラーは安全な長さのものを使用する。

特に自転車に乗る際には、ウィンドブレーカーの中に入れ、車輪に巻き込まれないように注意する。

- ③ 人形付き、ラメ入りなど派手なものは着用できない

* 上記の各項を守り、健全な学校生活が送れるよう留意しましょう。

◇自転車通学

☆体育館横の西門は、朝夕、車が多いときがあります。注意して通行しましょう。

☆学校前の歩道橋を渡るときは、危険防止のため、自転車を降りて、押して渡りましょう。

☆自転車保険に必ず加入すること。兵庫県で自転車を利用する場合、条例によって加入が義務化されています。

☆乗車時には安全のため、指定のヘルメットと安全たすきをつけます。

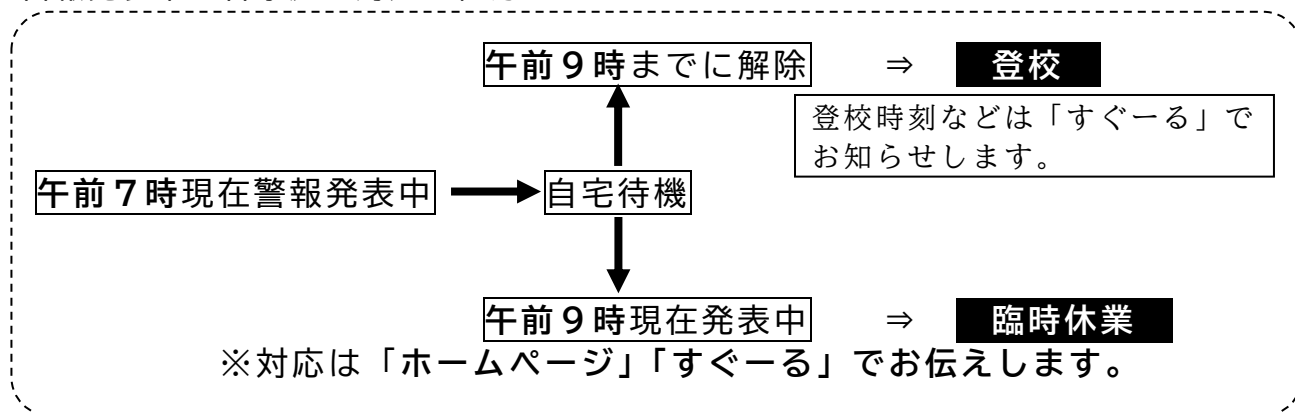
☆グラウンドを大切に使えるよう、自転車には乗らずなるべく端を通りましょう。

☆カギは忘れないように抜いて、教室の保管BOXに入れましょう。帰るときは忘れずBOXから取りましょう。

警報発表時（災害時）の対応について

警報発表時には、子供たちの安全確保のため、次のような措置を講じます。ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 警報発表中の各家庭の対処の仕方



2. ご注意

◇この場合の「警報」とは、

兵庫県全域、兵庫県南部全域、阪神地域全域、神戸市、三田市のいずれかに大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪の警報が発表されている場合です。

※高潮警報、波浪警報の場合は登校させてください。

※警報が発表されていなくても、学校が児童生徒と教職員の安全が確保できないと判断した場合は、登校時刻を遅らせたり、臨時休校としたりする場合があります。

3. 授業中に地震が起きた時には、「震度5弱で学校へゴー」

◇事態が落ち着くまで学校で待機します。

◇震度5弱以上の地震が起きた場合や、地域に被害が出ている場合は、保護者の方が学校まで迎えに来てください。迎えに来られるまで、学校で待機・保護します。

4. 授業中に警報発表の場合

状況により子供の安全を第一に考えて対応します。下記の措置を原則としますが、対応は、「すぐーる」やホームページでその都度お知らせします

警報発表 → **【すぐーる配信・ホームページ掲載】** → **学校での引き渡し**

原則お迎えをお願いしますが、難しい場合もあるかと思います。その都度送られるすぐーるで下校の手段のアンケートをとりますので、回答をよろしくお願いします。

◇午前中に警報が発表された場合、給食後、13時15分より引き渡しを始めます。

◇午後に警報が発表された場合、その1時間後から引き渡しを始めます。

◇引き渡し時刻よりも前に引き取りをしていただいてもかまいません。

（給食前に引き取っていただいてもかまいません。）

◇各教室までお迎えをお願いします。（児童生徒が少なくなれば、図書館に移動します）

◇保護者の了承があれば、後期課程の生徒が弟妹を引き取り帰宅することができます。

◇保護者同士での確認が取れている場合、他のお子さんを引き取っていただいても結構です。（ただし、後期課程の生徒による引き取りは弟妹のみになります）

◇「すぐーる」は必ず確認通知をクリックしてください。

◇連絡のつかないご家庭には、学校から個別に連絡させていただきます。

◇お迎えが大幅に遅れる場合は、学校までご連絡ください。

◇警報が発表されているときは八多児童館も休館になります。

児 童 生 徒 会 規 約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は神戸市立義務教育学校八多学園児童生徒会という。
- 第 2 条 本会の会員は本校に在学する児童生徒とする。
- 第 3 条 本会は、本校に在籍する教師の指導助言のもとに、よい校風を伸ばし、教養を高め生徒相互の友愛と信頼を信じて、規律ある有意義な学校生活を送るための自治活動を行うことを目的とする。

第 2 章 組織および運営

- 第 4 条 ① 本会は前条の目的を達成するために会員の投票により児童生徒会長 1 名、副会長 1 名、書記 1 名を設ける。
- ② 本会の各専門委員長 3 名を顧問の同意を得て児童生徒会長が指名する。
- ③ ①②により選出、指名された役員は学校長により認証される。
- 第 5 条 本会の目的を達成するため各学級に次の学級委員をおく。
学級委員長・学級副委員長・保健体育委員・整美委員・図書委員
原則として保健体育委員は男女とも 1 名以上とする。
- 第 6 条 後期課程の学級委員任期は 1 学期間とし、各学期のはじめに選出する。5～6 年生の学級委員任期は 1 年間とする。
- 第 7 条 児童生徒総会を除く、すべての会議は、3 分の 2 以上の出席者で成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。ただし、賛否同数のときは議長がこれを決定する。
- 第 8 条 生徒会の決議事項については、校長及び職員会の承認を必要とする。

第 3 章 児 童 生 徒 総 会

- 第 9 条 児童生徒総会はこの会の最高議決機関であり、児童生徒会会員（後期課程）で構成される。
- 第 10 条 児童生徒総会は児童生徒会長が招集し、次のことを決めるが、その議決には、全会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- ① 児童生徒会規約の改正
- ② その他の児童生徒会長が必要と認める事項

第 4 章 全校評議会

- 第 1 1 条 全校評議会は、児童生徒会長、副会長、書記、学級正副委員長によって構成される。
- 第 1 2 条 全校評議会は児童生徒総会の議決を代行する機関で児童生徒会活動全般にわたる事項について協議する。
- 第 1 3 条 全校評議会は、月 1 回定期的に開くことを原則とするが、必要があれば顧問の意を得て協議する。
- 第 1 4 条 全校評議会では、議長、副議長、書記 1 名を設け、出席者の中から互選する。

第 5 章 専門委員会

- 第 1 5 条 専門委員会はこの会の執行機関であり、委員長と各学級から選出された委員によって、それぞれ次の 3 つの専門委員会が構成される。
- ① 保健体育委員 ② 整美委員
 - ③ 図書委員
- 第 1 6 条 各専門委員会は全校評議会での決定事項を実行し、また各委員会独自の活動を行う。
- 第 1 7 条 各専門委員会は原則として月 1 回、その他に必要があれば各顧問の同意を得て臨時に開くことができ、各専門委員長が召集する。

児童生徒会選挙規定

第1章 児童生徒会執行部員の選出

- 第1条 児童生徒会長1名、同副会長1名（以下会長、副会長と呼ぶ）、書記1名は、全校生徒の直接選挙によって選出される。
選挙権（投票できる資格）を有するのは5年生～9年生とする。
- 第2条 会長または、副会長、書記に対立候補がない場合は、全校生徒の信任投票によるものとする。
- 第3条 各専門委員長は職員会の同意を得て児童生徒会長が指名する。
- 第4条 選出された執行部員は校長により任命される。なお執行部員の任期は1期制とし、1月から12月までとする。
- 第5条 各学級名簿をもって選挙人名簿にかえる。

第2章 選挙管理委員会

- 第6条 本委員会は、原則として児童生徒会執行部（会長、副会長、書記、各専門委員長 計6名）とする。
- 第7条 選挙に関するすべての事務を行うために選挙管理委員会を臨時に設置する。
- 第8条 選挙管理委員長は全執行部から互選により選ばれる。

第3章 立候補手続

- 第9条 被選挙権（立候補できる資格）を有する7、8年生で八多学園に在学するものとする。
- 第10条 申請期間中に立候補手続きを行い、選挙管理委員会の承認を得るものとする。
- 第11条 選挙管理委員会は立候補者の公示を行う。

第4章 選挙運動

- 第12条 選挙管理委員が承認した候補者は運動員とともに、選挙運動をすることができる。
- 第13条 選挙運動の期間は、選挙管理委員会が指定した日程実施することができる。

第14条 選挙演説の内容は、他の候補者の個人批判をしない範囲で、児童生徒会自治に関する限り行うことができる。

第5章 投票と開票

第15条 投票日、投票所は選挙管理委員会が告示する。

第16条 投票用紙は選挙管理委員会の定めるものに限る。

第17条 開票は開票立会人のもとに選挙管理委員会が行う。

第18条 開票立会人は、原則として児童生徒会顧問とする。

第19条 次の投票は無効とする。

1. 規定用紙以外の投票。
2. 立候補者以外の名前またはその他のことが記入されている場合。
ただし、学年、学級の記入は有効とする。
3. 候補者の名前が確かめ難いもの。
4. その他選挙管理委員会が無効とおもわれたもの。

第20条 選挙管理委員会は当選者を決定すると同時に開票結果（当選者の名前のみ）を全会員に発表しなければならない。

第21条 同票数で当選者が決定しない場合、同票数となった候補者の名前のみ公開され、全会員により再投票を行う。

規約改正

生活委員を廃止

体育委員と保健委員を統合し、保健体育委員とする

生活委員の活動は、正副委員長が代わって行い、取りまとめは生徒会副会長が行う

（令和元年度 73期生徒会にて検討 生徒総会を経て承認）

八多学園の開校に伴い、名称を児童生徒会とし、5年生・6年生にも選挙権を付与する。